

International Trade & Commerce

Tokyo

Client Alert

25 February 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



末富 純子 パートナー +81362719741 junko.suetomi@bakermckenzie.com



体本 承 カウンセル +81362719720 izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



小原 万実 シニア・アソシエイト +81362719539 mami.ohara@bakermckenzie.com



を合用 匠 シニア・アソシエイト +81362719540 takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

米国連邦通信委員会が、ファーウェイ製品と ZTE製品の撤去・交換に係る費用償還の適用対 象拡大などを決定

2021 年 2 月 17 日、米国連邦通信委員会(FCC)は、1 月のバイデン政権の成立後、初めてとなる会合を開催し、ファーウェイ製品及び ZTE 製品を通信ネットワークから撤去・交換するための費用等に充てるプログラムの適用対象を拡大すること等を内容とする規則改正案のパブリックコメント手続を進めることを全会一致で決定した1。

2020 年 2 月に上院で可決し、同年 3 月 12 日に当時のトランプ大統領が署名して成立した「安全で信頼できる通信ネットワーク法(SNA 法) 2 」は、米国の通信企業が、国家安全保障上の脅威をもたらす企業からの機器の購入に連邦資金を使用することを禁じるとともに、FCC に対し、通信ネットワークから特定の機器・サービスを撤去するための費用を支弁するプログラムの設置と当該機器・サービスを特定したリストを公表することを義務付けていた。そして、FCC は同年 6 月 30 日に、ファーウェイ及び ZTE 並びにその関連会社を公式に「国家安全保障上の脅威をもたらす企業」に指定した 3 。

同法では、上記基金設立のための予算措置を講じていなかったところ、2020年 12月 27日に成立した「統合歳出法(CAA法)⁴」において、18億 9500万ドルを当該基金を設立するためのプログラムに充てることが定められた。

今回の FCC による決定は、SNA 法においては「200 万人以下の顧客にサービスを提供する通信会社」が費用償還の対象になると定められていたところ、CAA 法に基づき、それを「1000 万人以下の顧客にサービスを提供する通信会社」に拡大するとともに、その時的限界を、ファーウェイ及び ZTE が公式に「国家安全保障上の脅威をもたらす企業」に指定された「2020 年 6 月 30 日までに購入・貸与・リース等された機器・サービス」と定めること等を内容とする規則改正案をパブリックコメント手続にかけるというものである 5 。

ファーウェイ及び ZTE 製の通信機器を米国の通信ネットワークから撤去・交換するための費用償還プログラムの設立や、その適用対象を拡大すること自体は、トランプ政権時代に成立した法律によって定められていたものの、今回の決定により、こうした方針がバイデン政権においても継続することが確認された。本件は、米中対立の大きな構造がバイデン政権下でも変化しないことを示す一つの例であり、海外と取引を行う企業においては、今後とも米中対立の最新動向を把握し、適切な対応を講じることが必要となる。

¹ https://www.fcc.gov/document/fcc-seeks-comment-modifying-supply-chain-rules

https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/4998/text

³ https://www.fcc.gov/document/fcc-designates-huawei-and-zte-national-security-threats

⁴ https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text

⁵ 脚注 1 参照。